

令和 年 月 日議決・専決

令和 7年 9月 2日施行

令和 7年 9月 2日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和7年佐用町規則第21号

佐用町農産物処理加工施設条例施行規則の一部を改正する規則

佐用町農産物処理加工施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7年 9月 2日

佐用町長 庵 途 典 章

佐用町規則第 2 1 号

佐用町農産物処理加工施設条例施行規則の一部を改正する規則

佐用町農産物処理加工施設条例施行規則（平成17年佐用町規則第88号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、同条第 4 号中「木造」を「鉄骨造」に、「305.20平方メートル」を「571.040平方メートル」に改め、同号を同条第 3 号とし、同条第 5 号中「木造」を「鉄骨造」に、「102.60平方メートル」を「800.530平方メートル」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 6 号中「食材供給」を「みそ加工」に、「630.40平方メートル」を「927.08平方メートル」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条第 7 号を削り、同条第 8 号中「公衆衛生」を「作業」に改め、同号を同条第 6 号とし、同条中第 9 号を第 7 号とし、第10号を第 8 号とし、第11号を削る。

第 3 条から第11条までを削り、第12条を第 3 条とする。

様式第 1 号及び様式第 2 号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。